

平成21年度版子育て応援特別手当

国の経済危機対策の一環として本年度に限り、下記のとおり「平成21年度版子育て応援特別手当」が支給されます。今月号では現段階でお知らせすることができる事項のみ掲載しています。

なお、国政の状況により変更などが生じる場合がありますのでご了承ください。

支給対象 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子ども全員

支給額 1人あたり36,000円

支給先 支給対象となる子どもが属する世帯の世帯主

支給手続 各世帯主からの申請が必要です。申請期間は平成21年12月中～半年間です。

該当となるかたには11月中に、町から申請書などを送付します。

平成21年10月1日現在で、支給対象となる子どもの住民票がある市町村に申請してください。

配偶者からの暴力の被害者のかたへ

いろいろな事情で、どうしても今お住まいの市区町村に住民登録ができないDV被害者のかたのために、事前申請を受け付けます。

受付期間は平成21年10月1日(木)～10月30日(金)までです。今お住まいの市区町村に「事前申請書」を提出してください。申請書は、市区町村、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所の各窓口や、厚生労働省ホームページから入手できます。

なお、配偶者からの暴力の被害者のかたについては、警察署などに相談したうえで、お住まいの市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、配偶者などによる住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などについて制限を設けることが可能ですが(支援措置)。支援措置は、転出先の住所などを配偶者などに見られないようにするものです。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線111

平成21年10月から

個人住民税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります

対象となるかた

平成21年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のあるかたで、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金を受給しているかたです。(介護保険料の特別徴収と同様です。)

特別徴収の対象となる個人住民税

特別徴収の対象となる個人住民税は、公的年金などの年金所得に係る個人住民税のみとなります。したがって、年金所得のほかに給与所得、不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る個人住民税は、従来どおり、給与からの天引き(特別徴収)または普通徴収(納付書または口座振替)による納付となります。

平成21年度

6・8月	例年通り納付書や口座振替によって納付していただきます。(普通徴収)
10・12・2月	年税額から普通徴収額を差引いた額が3回に分けて天引きされます。

平成22年度以降

4・6・8月	前年度の2月に年金から天引きされた額が年金から天引きされます。(仮徴収)
10・12・2月	確定した年税額から仮徴収額を差引いた額が3回に分けて天引きされます。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132